

〔平成 31 年 1 月 31 日〕
〔総 21 頁〕

説 明 資 料

〔平成 31 年度税制改正等について〕

平成 31 年 1 月 31 日 (木)

財 務 省

<目次>

○ 平成31年度 政府税制改正大綱の概要	3
1. 消費税率の引上げに伴う対応	8
2. デフレ脱却・経済再生、地方創生の推進	10
3. 車体課税	27
4. その他	32
○ 参考資料	41

平成 31 年度 政府税制改正大綱の概要

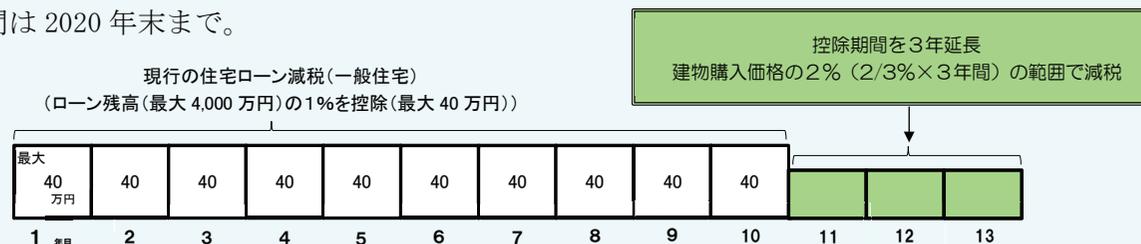
平成 31 年度 政府税制改正大綱の概要（国税）

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅と自動車に対する税制上の支援策等を講ずるとともに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。
あわせて、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。

1. 消費税率の引上げに伴う対応

○ 住宅に係る措置

- ▶ 予算措置と併せて、消費税率引上げ後の購入にメリットが出るよう、住宅ローン控除を拡充。
- ▶ 消費税率 10% が適用される住宅取得等について、控除期間を 3 年延長（現行 10 年⇒13 年）。
- ▶ 11 年目以降の 3 年間について、消費税率 2% 引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定。
具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除。
 - ① 建物購入価格の 2/3%
 - ② 住宅ローン年末残高の 1%
- ▶ 適用期間は 2020 年末まで。



○ 自動車に係る措置

- ▶ 消費税率引上げ後に購入した新車から自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化。
- ▶ また、自動車の取得時の負担感を緩和するため、消費税率引上げ後 1 年間の措置として環境性能割の税率を 1% 分軽減。

2. デフレ脱却・経済再生、地方創生の推進

○ イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

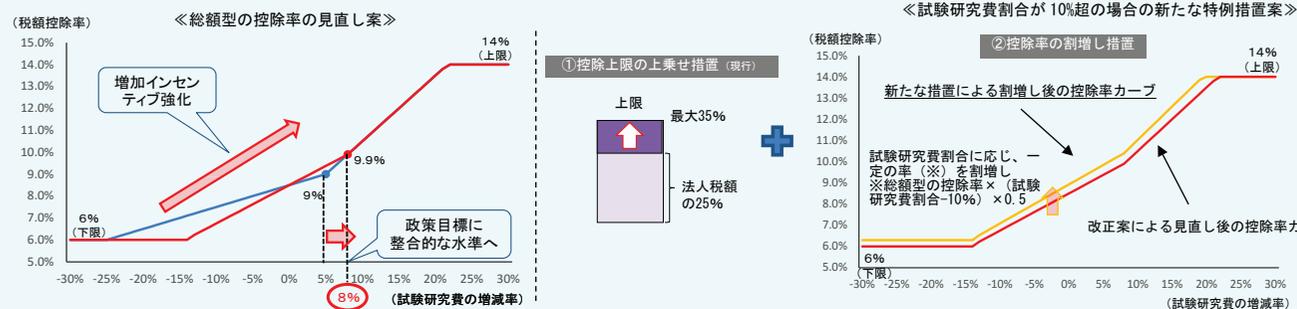
- ▶ 質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、研究開発税制の見直しを行う。
 - ① オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究（注）等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の 10%（現行：5%）に引き上げる。

(注) ①委託を受けて行う受託者の業務が試験研究に該当するもの、②委託者の試験研究が基礎研究・応用研究又は受託者の知的財産権等を利用するものであること、などを満たす委託研究
 (※) 一定の研究開発型ベンチャー企業との共同研究・委託研究に係る税額控除率については、25%とする。

② **総額型**について、**増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直す**とともに、**研究開発を行う一定のベンチャー企業^(注)の控除上限を法人税額の40%（現行：25%）に上げる。**

(注) 設立後10年以内で当期において翌期繰越欠損金を有する法人（大法人の子会社等を除く。）

③ 高い水準の研究開発投資を行っている企業について、**総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合**する。



○ 個人事業者の事業承継に対する支援

- **新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設**（現行の事業用小規模宅地特例との選択適用）。
 ※ **事業用の土地、建物、機械等**について、**適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予**。相続時に加え、**生前贈与時も適用可能**とする。
 ※ 法人の事業承継税制に準じた事業継続要件の設定等により制度の適正性を確保。
- 現行の事業用小規模宅地特例について、相続前3年以内に事業の用に供された宅地を原則として除外する適正化を実施。

○ 中堅・中小企業による設備投資等の支援

- **中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長等。**
- **地域未来投資促進税制**について、**高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を50%（現行：40%）、税額控除率を5%（現行：4%）に上げる**などの見直し。
- 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画（仮称）に基づく**防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設**。

○ 地方創生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>地域未来投資促進税制の拡充等</u> [再掲] ➤ <u>所有者不明土地の公的利用</u>や<u>空き家の発生抑制</u>を進め、地域の未利用不動産の有効活用を図る観点から、譲渡所得に係る<u>特例措置を拡充</u>。 ➤ <u>地域の特産品等の販売機会の増加</u>、<u>外国人旅行者の消費拡大</u>を図る観点から、<u>臨時の販売場での免税販売を認める措置</u>を講ずる。
○ 頻発する災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中小企業における<u>防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設</u> [再掲] ➤ <u>保険会社等の異常危険準備金制度</u>について、<u>火災保険等に係る特例積立率を6%（現行：5%）に引き上げる</u>。

3. 車体課税	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>自動車税の恒久減税</u>（減収額：▲1,320億円程度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、<u>自家用自動車（登録車）に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げる</u>（例：660cc超1,000cc以下は▲4,500円/年の引下げ）。 ➤ <u>自動車重量税のエコカー減税の見直し</u>（増収額：270億円程度） <ul style="list-style-type: none"> 政策インセンティブ機能の強化の観点から、<u>1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化</u>。 ➤ <u>地方税財源の補填</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分</u>（800億円程度）について、以下の措置により<u>全額国費で補填</u>。 <ul style="list-style-type: none"> ・ エコカー減税の見直し（前述） ・ <u>自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ</u> 現行 407/1000⇒平年度（平成47（2035）年度～） 490/1000 ・ <u>揮発油税から地方揮発油税への税源移譲</u> 揮発油税税率 48,600円/k1（現行）⇒48,300円/k1（平成46（2034）年度～） ▲300円/k1 地方揮発油税税率 5,200円/k1（現行）⇒5,500円/k1（平成46（2034）年度～） +300円/k1 ➤ 消費税率引上げ後1年間の措置として環境性能割の税率を1%分軽減。[再掲] 	

4. その他	
○ 贈与税の非課税措置	<p>➤ <u>教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置</u>の見直し</p> <p>※ 教育資金については、<u>受贈者の所得要件設定</u>や<u>使途の見直し</u>等を行う一方、<u>30歳以上の就学継続には一定の配慮</u>を行い、期限延長。</p> <p>※ 結婚・子育て資金については、<u>受贈者の所得要件設定</u>を行い、期限延長。</p>
○ 国際課税	<p>➤ <u>BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト</u>を踏まえ、<u>企業実態にも配慮</u>しつつ、<u>海外への過大な利払いや無形資産の移転を通じた租税回避</u>に対してより効果的に対応。</p> <p>※ <u>過大支払利子税制</u>：利子の損金算入限度額の算定方法の見直し等により、税源浸食リスクに応じて利子の損金算入制限を強化。</p> <p>※ <u>移転価格税制</u>：独立企業間価格の算定方法として、予測キャッシュ・フロー等の割引現在価値を用いた方法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）を加えるとともに、一定の価値評価困難な無形資産の取引について実際の結果を勘案して取引価格の適切性を検証する仕組みを導入。</p>
○ 納税環境整備	<p>➤ <u>仮想通貨取引等</u>、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、<u>現行実務上行われている事業者等に対する任意の照会について税法上明確化</u>するとともに、<u>高額・悪質な無申告者等の情報について国税当局が事業者等に照会する仕組み</u>を整備。</p>

1. 消費税率の引上げに伴う対応

住宅に係る駆け込み・反動減対策（税制面の対応(案)）

○ 消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長（現行10年間⇒13年間）。

○ 11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定。

具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除。

- ① 建物購入価格の2/3%
- ② 住宅ローン年末残高の1%

⇒ 3年間で消費税増税分にあたる「建物購入価格の2%（2/3%×3年）」の範囲で減税を行う。ただし、ローン残高が少ない場合は、現行制度通り住宅ローン年末残高に応じて減税する。

(注1) 平成31年(2019年)10月1日から平成32年(2020年)12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用。

(注2) 建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円（現行制度と同水準）。

(注3) 入居11～13年目についても、所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円））の範囲で個人住民税額から控除。なお、個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

(注4) 入居1～10年目は現行制度通り税額控除。

【拡充のイメージ（一般住宅の場合）】



(注) 認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)。

2. デフレ脱却・経済再生、地方創生の推進

研究開発税制の見直し(案)

研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投資を促す観点から、メリハリをつけた見直しを行う。

- 質の高い研究開発へ支援を強化する観点から、オープンイノベーション型について、対象に民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への一定の委託研究を追加する等とともに、控除上限を引上げ。
- 総額型については、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を引き上げるとともに、増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブを見直す。税額控除率及び控除上限の上乗せ措置について、適用期限を2年延長。
- 高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置を創設し統合。

総額型		一般試験研究費に係る税額控除
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14% (中小法人：12%～17%)	
控除上限	法人税額の25% <ul style="list-style-type: none"> * 中小法人：10%上乗せ(増加率5%超の場合) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ (*：高水準型との選択) 	

高水準型(30年度末期限)		平均売上金額の10%超の試験研究費に係る税額控除
税額控除率	(試験研究費割合 - 10%) × 20%	
控除上限	法人税額の10%	

オープンイノベーション型		特別試験研究費に係る税額控除
税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20%or 30%	
控除上限	法人税額の5% (一般試験研究費とは別枠)	
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 など 	

総額型		総額型
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) <ul style="list-style-type: none"> * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：上記割合 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5を加算※ 	
控除上限	法人税額の25% (研究開発を行う一定のベンチャーは40%) <ul style="list-style-type: none"> * 中小法人：10%上乗せ(増加率8%超の場合)※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ※ 	

※ 平成32年度末までの時限措置
 総額型の控除率については 大法人：10%超、中小法人：12%超 の部分

オープンイノベーション型	
税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20%or 25%or 30%
控除上限	法人税額の10% (一般試験研究費とは別枠)
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 ・民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への委託研究のうち、一定のもの ・一定の特定用途医薬品等に関する試験研究 など

オープンイノベーション型の対象範囲の追加等(案)

- 質の高い研究開発を一層促進する観点から、オープンイノベーション型の対象となる試験研究費の範囲を拡充するとともに、控除上限を10%に引き上げ。
- 研究開発型ベンチャーとの連携による研究開発力強化の観点から、研究開発型ベンチャーとの共同研究・委託研究の税額控除率を25%とする。

《現 行》		
共同研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	その他（民間企業等）	20%
	技術研究組合	
委託研究	特別試験研究機関等	30%
	大学等	
	中小企業者 公益法人等	20%
知的財産権 の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究		20%



《改正案》		
共同研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	その他（民間企業等）	20%
	技術研究組合	
委託研究	特別試験研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	中小企業者 公益法人等 その他（民間企業等）	20%
知的財産権 の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

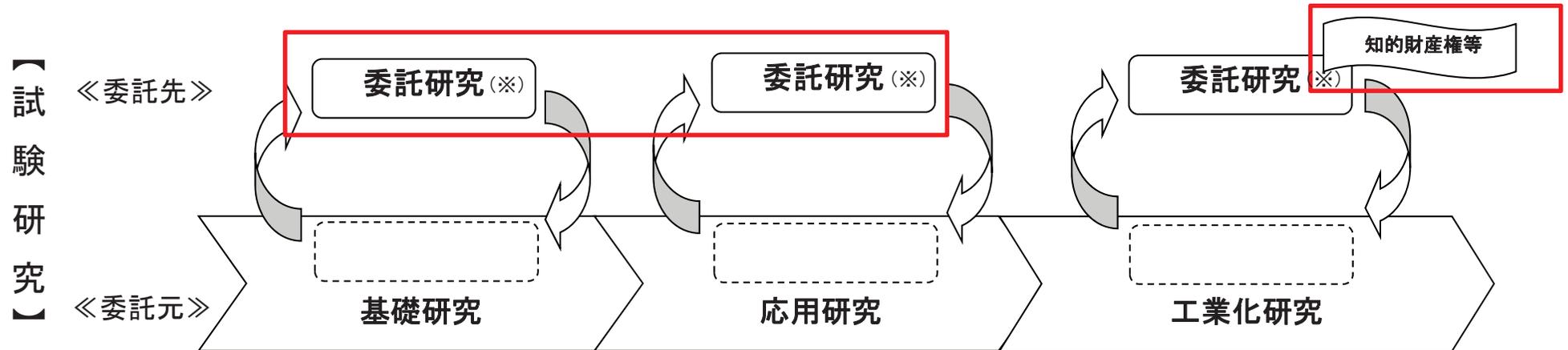
控除上限：法人税額の5%（総額型と別枠）

控除上限：法人税額の10%（総額型と別枠）

- 大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化する。

オープンイノベーション型の対象となる民間委託研究・研究開発型ベンチャーについて(案)

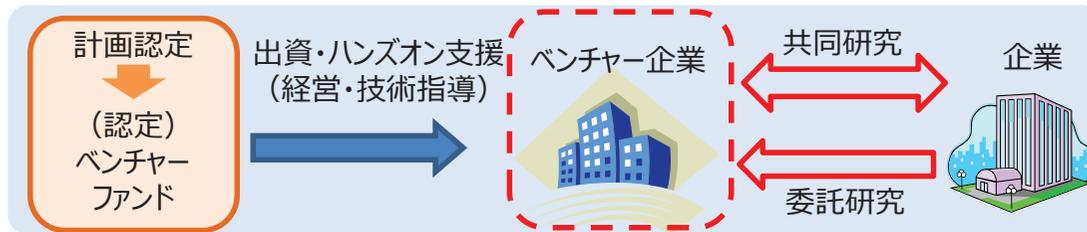
●対象となる民間委託研究のイメージ (部分がオープンイノベーション型の対象)



(※) 単なる外注などを除く

●連携を強化する研究開発型ベンチャー

- 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けているベンチャー企業



- 国立大学・国立研究開発法人より出資を受けている産学官連携の推進につながる一定のベンチャー企業

※その他所要の要件

具体的な研究開発型ベンチャーのイメージ (経済産業省資料より)

＜企業A＞ センサ・デバイス開発ベンチャー



手指の動作を認識し、仮想空間内でジェスチャ入力するためのセンサシステム

＜企業B＞ 排泄予測デバイス開発ベンチャー



膀胱を超音波でモニタリングし、排泄を予測する機器

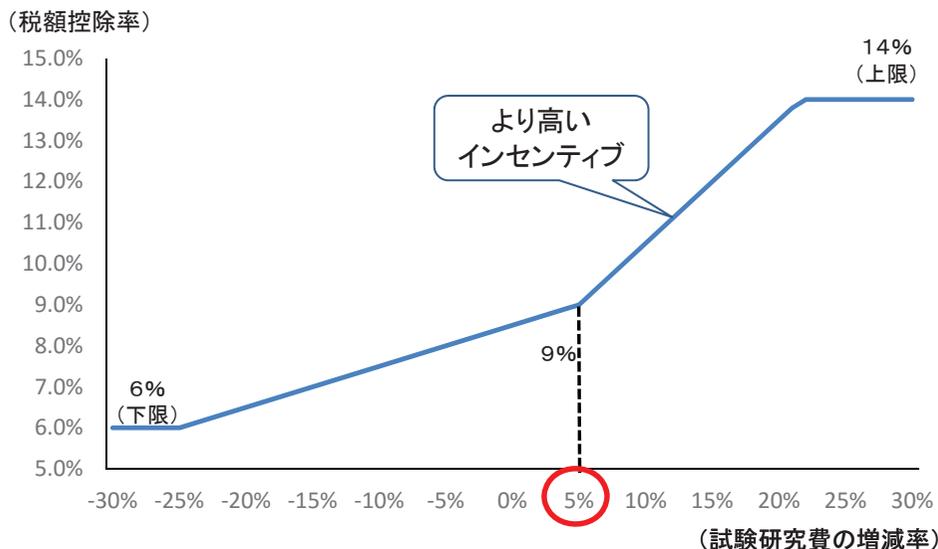
総額型の見直し(案)

- 十分な収益が発生していない中でも果敢な研究開発投資を行う一定のベンチャー企業について、税額控除のメリットを十分に享受できるように、控除上限を40%に引き上げ。
- 研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブの見直し。

《現 行》

【控除上限】 法人税額の25%を限度

【控除率】増減率5%を境に、より高いインセンティブが効く仕組み



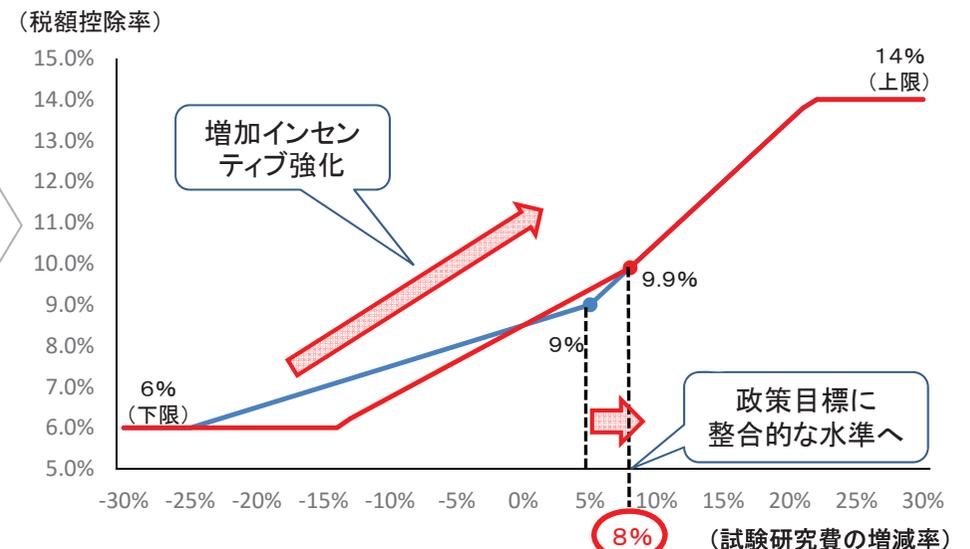
《改正案》

【控除上限】 法人税額の25% (研究開発を行うベンチャー企業は40%)を限度

※対象となるベンチャー企業

設立後10年以内で翌期繰越欠損金を有することになる法人(大法人の子会社等を除く。)

【控除率】メリハリをつけつつ、より増加インセンティブが効くように控除率を見直し



※ 中小企業技術基盤強化税制についても、同様の見直し。

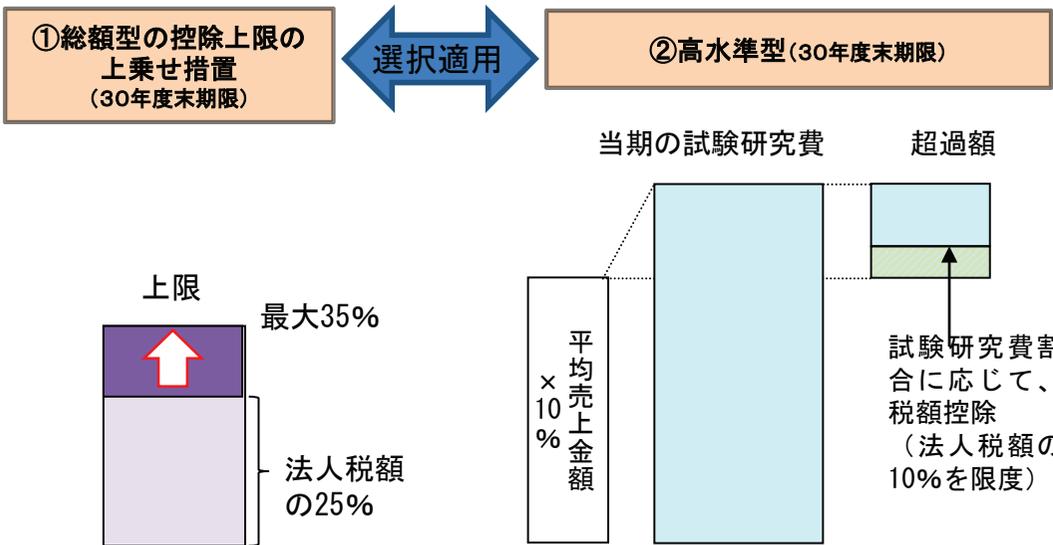
試験研究費の割合が高い企業への新たな特例措置(案)

- 現行の高水準型について、売上に比して高い水準の研究開発を行っている企業に対する増加インセンティブにも配慮しつつ、制度の簡素化の観点も踏まえ、「試験研究費割合が10%超の場合の総額型の控除上限の上乗せ特例」と統合し、控除率を一定程度割増しする措置を加えた新たな特例に改組する。

《現行》

試験研究費割合が10%超の場合、以下を選択適用

$$\left[\begin{array}{l} \text{※ 試験研究費割合} = \frac{\text{当期の試験研究費}}{\text{平均売上金額}} \\ \text{(当期+前3期の平均)} \end{array} \right]$$



《改正案》

試験研究費割合が10%超の場合、以下を適用

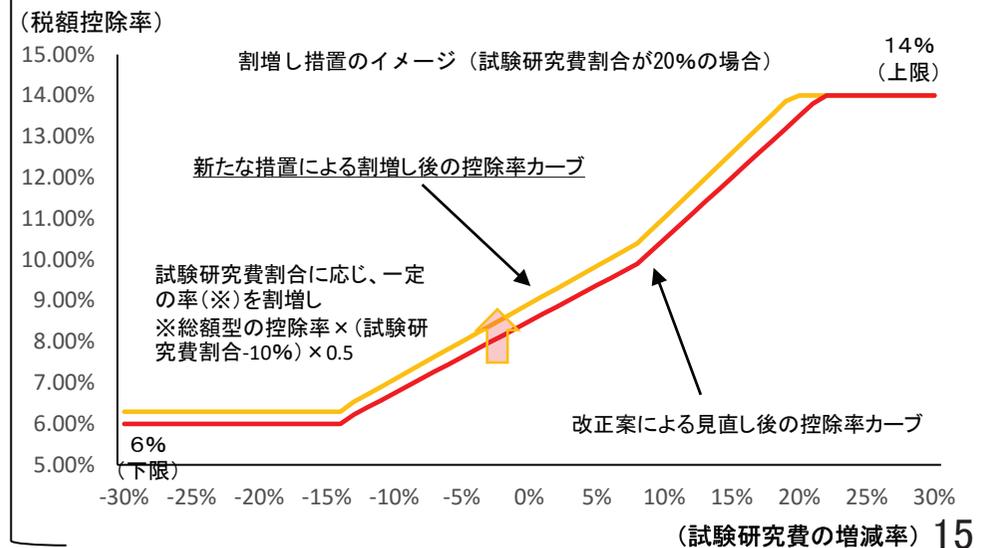
①総額型の控除上限の上乗せ措置(32年度末期限)

⇒適用期限を2年延長



②総額型の控除率の割増し措置(32年度末期限)

⇒総額型の控除率を一定割合割増し(最大1.1倍)



個人事業者の事業承継税制の創設(案)

- 既存の事業用小規模宅地特例との選択適用を前提に、10年間の時限措置として、新たな納税猶予制度を創設する。
- 法人の事業承継税制と同様、承継計画を作成して確認を受ける仕組みとし、承継後は事業・資産保有の継続を定期的に確認。

- 事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産※について、課税価格の100%に対応する額を納税猶予

※ 建物以外の減価償却資産は、固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの等

- ・ 事業用宅地の面積上限（400㎡）と事業用建物の床面積上限（800㎡）を設定
- ・ 法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付
- 相続時・生前贈与時いずれにも適用可能とする

個人事業者の事業承継税制の創設(案)

○ 事業等の継続要件

- ・ 個人事業者の事業継続を支援するという政策目的との整合性を確保するため、相続税の申告期限後、終身の事業・資産保有の継続要件を設ける

- ・ 個人事業者の特性も考慮した緩和措置を設ける

※ 後継者の死亡・一定の重度障害、一定の災害の場合は猶予税額を免除

※ 経営環境変化や心身の故障等により適用対象資産を譲渡又は廃業する場合、その時点の資産価額で猶予税額を再計算し、差額免除

○ 債務控除に関する措置

- ・ 債務控除を使った制度の濫用を防止するため、被相続人に債務がある場合には、特定事業用資産の価額から当該債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く）を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする

○ 税額の計算方法

- ・ 後継者以外の相続人の相続税額に影響が生じない計算方法とする

※ 貸付事業（アパート、駐車場等）は、現行の小規模宅地特例においても事業用とは別区分であり、本措置の対象外とする。この他、法人の事業承継税制における資産管理会社要件を踏まえた要件設定等、所要の措置を講じる。

事業用の小規模宅地特例の見直し(案)

- 事業用の小規模宅地特例は、事業の継続への配慮という政策目的のもと、被相続人等の事業の用に供されていた宅地(400㎡まで)について、相続税の課税価格を80%減額する特例

- 貸付事業用の小規模宅地特例の例にならい、節税を目的とした駆け込み的な適用など、本来の趣旨を逸脱した適用を防止するための最小限の措置を講ずる。

【見直し案】

- ① 相続前3年以内に事業の用に供された宅地については、特例の対象から除外する。
- ② ただし、①に該当する宅地であっても、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が、当該宅地の相続時の価額の15%以上であれば、特例の適用対象とする。

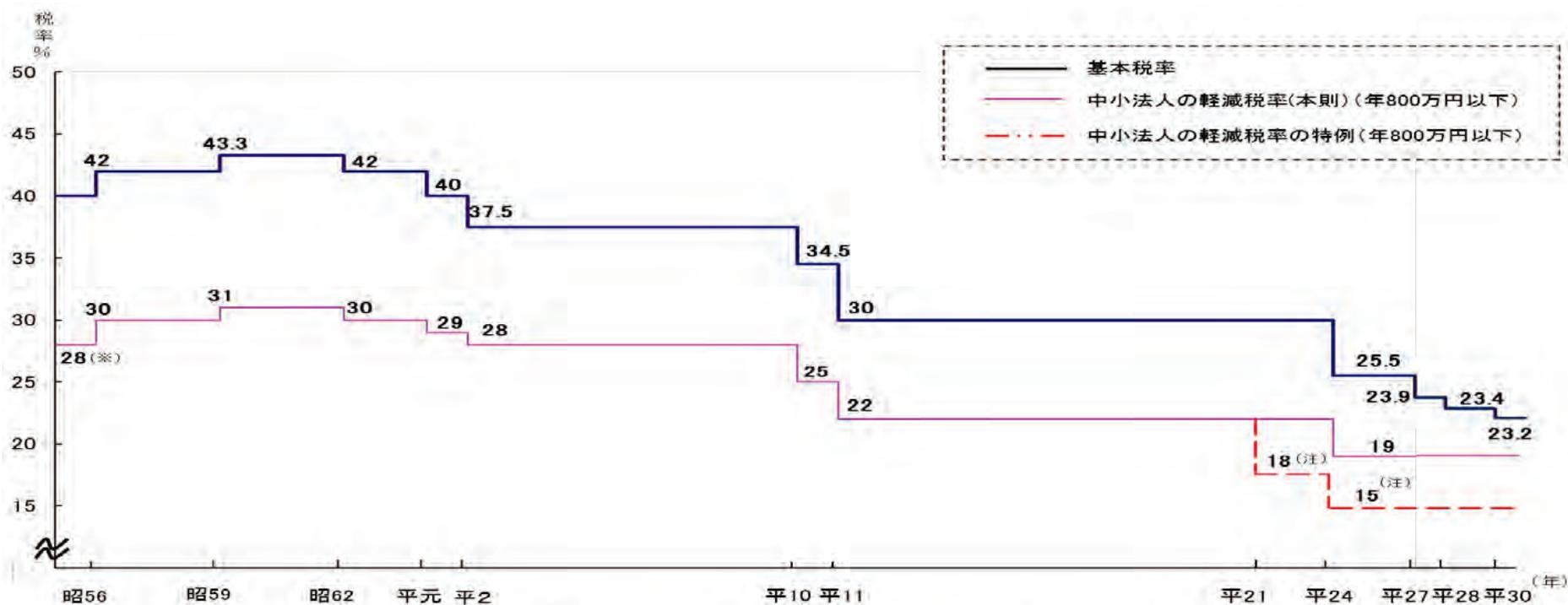
中小企業者等の法人税率の特例の延長(案)

- 現下の経済情勢等を踏まえ、租特法による軽減税率(15%)の期限については、2年間延長を行うこととする。

中小法人 (資本金1億円以下の法人)	本則税率		租特による税率
	年800万円超の所得金額	23.2%	—
年800万円以下の所得金額	19%	15%	

⇒《改正案》 適用期限を2年延長
(平成32年度末期限)

- 法人税率の推移



(注) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から平成31年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。
 (※) 昭和56年4月1日以前に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

中小企業投資促進税制等の延長等(案)

- 中小企業経営強化税制の対象資産を明確化の上、適用期限を2年延長。中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長。
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、中小企業の戦略的な投資をしっかりと収益力向上に結び付けていくため、以下の要件を追加した上で、適用期限を2年延長。

【追加要件】 投資を含む経営改善により、「売上高又は営業利益が1年間で2%以上向上すること」との認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの

中小企業経営強化税制 ⇒ **《改正案》 適用期限を2年延長等**

- 中小企業等経営強化法の認定計画に基づく設備投資を対象とする。

生産性向上設備

- ・旧モデルと比べて生産性*が年平均1%以上改善する設備
- *例:省エネ効率

収益力強化設備

- ・投資収益率が5%以上の投資計画に係る設備

即時償却
税額控除
7or10%*

特別償却
30%
税額控除
7%*

中小企業投資促進税制
⇒ **《改正案》 適用期限を2年延長**

商業・サービス業・農林水産業活性化税制
⇒ **《改正案》 収益力向上要件を追加した上で、適用期限を2年延長**

※資本金
3000万円
以下の法人
に適用

車両等

ソフトウェア

機械装置

工具*

*測定工具・検査工具

器具備品

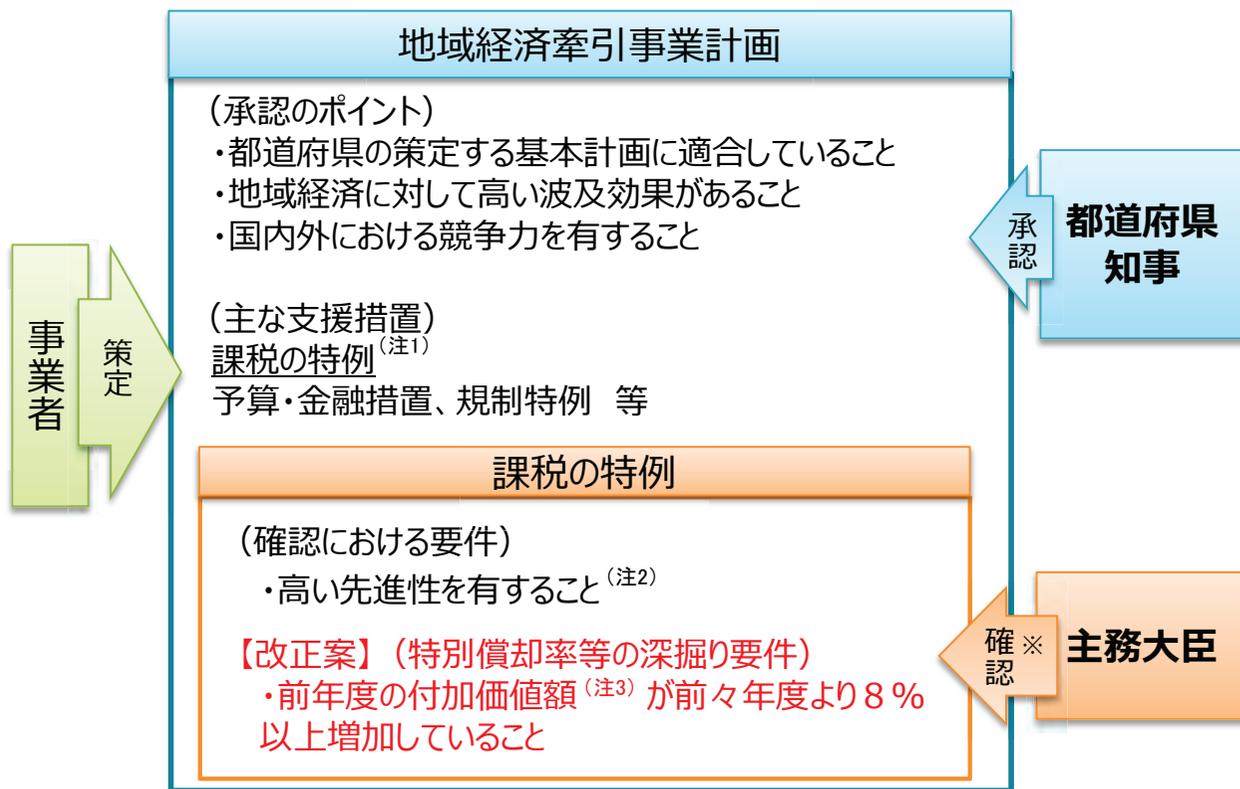
建物附属設備

【税額控除の控除上限】中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制を合わせ、法人税額の20%を上限とする。20

地域未来投資促進税制の見直し(案)

- 地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点から、特に高い付加価値を創出し、地域経済への高い波及効果が期待される取組みについて主務大臣の確認を受けた場合に、機械装置等の特別償却率及び税額控除率を引上げる等の見直しを行った上、適用期限を2年延長。

法的枠組みにおける支援スキーム



課税の特例の対象・内容

- 承認された事業計画に基づいて行う設備投資について以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
	【改正案】 従来の要件に加え、付加価値要件の確認を受けた場合	
	50%	5%
建物等・構築物	20%	2%

設備投資総額の上限: 100億円

→ **【改正案】80億円**

※ 主務大臣の確認に際しては、有識者で構成される第三者委員会で評価

(注1) 前年度の減価償却費の10%を超える設備投資を対象（地方自治体が事業者として参画する場合を除く）

(注2) 承認地域経済牽引事業の実施場所が、生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合には、「計画の承認日が特定非常災害発生日から3年【改正案: 3年(特定非常災害発生日が平成29年7月31日以前である場合にあつては、5年)】を経過していないこと」の要件に該当することも可能。

(注3) 付加価値額 = 売上高 - 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費) + 給与総額 + 租税公課